

# 小鹿野町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



## 小鹿野町パートナーシップ宣誓制度は

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の方が、お互いの関係は「パートナーシップ」であることを宣誓した宣誓書を提出し、小鹿野町が性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する制度です。

## 小鹿野町

## 目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的.....	P 1
2	宣誓を行うことができる方.....	P 1
3	宣誓の流れ.....	P 2
4	宣誓に必要な書類.....	P 3
5	証明書等の交付.....	P 4
6	証明書等の再交付.....	P 6
7	届出事項の変更.....	P 6
8	証明書等の返還.....	P 6
9	Q & A.....	P 7

事前予約・受付手続窓口

### 小鹿野町総務課

- 住 所 〒368-0192  
秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
- 電 話 0494-75-1221
- FAX 0494-75-2819
- メール somu@town.ogano.lg.jp

# 1 パートナーシップ宣誓制度の目的

小鹿野町は、小鹿野町男女共同参画計画における「たがいに認め ささえあい 安心して 生活できる まちづくり」の理念に基づき、誰もが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる共生社会の実現を目指すため、令和5年1月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、パートナーシップの関係にある2人の宣誓を、町が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものです。

婚姻関係とは異なり、宣誓により法的な効力が生じるものではありませんが、2人の想いを尊重するとともに、お互いが人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと活躍されることを応援するものです。

# 2 宣誓を行うことができる方

- (1) 宣誓を行う当日に双方とも民法に規定されている成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - 双方が町内に住所を有している。
  - 一方が町内に住所を有し、かつ、他方が宣誓の日から1箇月以内に町内への転入を予定している。
  - 双方が宣誓の日から1箇月以内に町内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

### 3 宣誓の流れ

宣誓日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）  
8時30分～17時15分

※ 宣誓日時がご希望に添えない場合があります。

宣誓日時の相談・予約  
※宣誓希望日の7日前までに  
相談・予約

電話・FAX・メール・来庁のいずれかで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

#### 相談・予約先

小鹿野町総務課  
電話0494-75-1221  
FAX 0494-75-2819  
メール somu@town.ogano.lg.jp

- ◎余裕を持った日にちで予約してください。
- ◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。  
(戸籍抄本の取り寄せなど)

宣 誓

予約した日時に必ずパートナーのお二人でお越しください。  
本人確認書類を提示の上、必要書類（3ページ参照）を提出してください。職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に自署します。

- ◎宣誓後、「パートナーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。
- ◎パートナーシップ書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期いたします。

証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を即日交付します。  
(交付まで30分から1時間程度要します。)

※双方又は一方が小鹿野町に転入予定の場合

転入確認

宣誓後、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。  
宣誓後1箇月以内に、「パートナーシップ宣言事項変更届」と転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。  
詳しくは、3ページをご覧ください。

## 4 宣誓に必要な書類

### (1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、職員の面前で自ら署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご覧ください。

### (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名してください。

### (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3箇月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。(同一世帯の場合は1通)

### (4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

小鹿野町に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。(宣誓後1か月以内)

### (5) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3箇月以内のもの)

外国籍の方は、本国官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

### (6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

### (7) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

#### ■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

#### ■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、町長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

## 5 証明書等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を宣誓者双方に即日交付します。

### パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）

様式第2号（第7条関係）

第 号

#### パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
年 月 日生 年 月 日生

小鹿野町パートナーシップ宣誓制度に基づき、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証します。

宣誓日 年 月 日

年 月 日

小鹿野町長

印

#### （裏面）

##### この証明書の提示を受けた方へ

小鹿野町は、誰もが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指しています。

この証明書は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であると宣誓されたことを小鹿野町として証するものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認等）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

##### 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

(表面)

第 \_\_\_\_\_ 号

パートナーシップ宣誓証明カード

小鹿野町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

小鹿野町長 印



©小鹿野町

(裏面)

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であると宣誓されたことを小鹿野町として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認等）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上の氏名※通称を使用する場合

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日生                      年 月 日生

## 6 証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により、再交付を希望する場合には、再交付します。

「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

なお、毀損の場合は、証明書等を添付してください。申請には本人確認ができる書類（3ページ）が必要です。

## 7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

## 8 証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が町外へ転出したとき、宣誓している相手の他にパートナーシップの関係にある者や配偶者ができたときは、証明書等を町に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

## 9 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、小鹿野町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（町の内部規定）に基づき、2人のパートナーシップを町が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度の導入により、性の多様性に対する社会的理解が進み、誰もが自分らしくいきいきと暮らせることを期待しています。

Q 3 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 3 「継続的な共同生活」とは、2人の生活において必要な費用を分担するなど、経済的、精神的にも責任をもって協力し合い支え合うことです。

Q 4 同居していないと宣誓できませんか？

A 4 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q 5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A 5 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q 6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A 6 小鹿野町総務課の窓口でお渡ししています。また、町のホームページで手に入れることができます。

Q 7 証明書は即日発行されますか？

A 7 提出書類に不備や不足等が無ければ、即日発行します。

Q 8 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A 8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合を除きます。

Q 9 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 9 外国籍の方も、町民である、又は町内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

なお、同性婚が認められている諸外国において、婚姻されたお二人が、小鹿野町において宣誓したい場合には、必要書類など別途ご相談ください。

Q10 通称は使用できますか？

A10 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

Q11 平日は仕事があり、2人で来庁することは難しいのですが？

A11 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A12 基本の申込資格があり、町営住宅に入居を希望している場合には、証明書等をもって「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱い、入居資格が得られます。

Q13 パートナーが町立病院へ入院しました。病状説明を聞くことはできますか？

A13 町立病院では、いままでも患者さんの申告に基づき、病状説明や面会について配慮しています。手術の同意については、患者さん自身の判断能力がない場合、家族の方から一任されているなど同意が必要になりますので、パートナーであることをお申し出ください。

Q14 宣誓することで、受けられる民間サービスはどのようなものがありますか？

A14 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件が異なることも考えられますので、詳しくは事業者へおたずねください。

今後、様々なサービスが広がるよう民間事業者や町民の皆様に対して、証明書等の利用等について周知啓発を進めていきます。

Q15 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A15 代理の宣誓はできません。必ず宣誓者のお二人が揃って窓口にお越しください。

Q16 小鹿野町外に転出するときはどうしたらいいですか？

A16 双方又は一方が小鹿野町外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓書証明カード」を返還してください。

Q17 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A17 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓書証明カード」を返還してください。

Q18 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A18 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。

小鹿野町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き  
(第1版)

令和5年1月発行

小鹿野町総務課

TEL 0494-75-1221

FAX 0494-75-2819

メール somu@town.ogano.lg.jp